



郷州原は埋蔵文化財の宝庫だ。炎天下発掘調査が進められている

守谷町  
**議会だより**  
第9号

三井不動産が開発を予定している郷州原（八〇ヘクタール）は、埋蔵文化財の豊富な場所、特に石田

庄七氏（昭和三十年亡）が土器を発掘した付近は、

その宝庫といわれています。現在、予算四千五百万

円で発掘調査が進められています、すでに住居跡

や円形古墳というめずらしい墓がみつかっています。

議会では、先日この発掘調査の模様を見学し、調査

団長の丸子亘先生の説明を聞き、有意義な研修を行いました。

昭和五十三年八月十日発行  
発行 守谷町議会  
編集 守谷町議会事務局

## 郷州原の発掘調査を視察

### すでに土器、石器を発見



丸子先生の説明を聞く議員たち

## 第二回定例会（6月9日・12日） 第二守谷小学校用地 取得など六議案可決

◇報告第一号 昭和五十二年度守

谷町継続費繰越の報告について

五十二年一月十九日の第一回臨時会において、五十二年度から五十三年度にわたる守谷町公共下水道の終末処理場建設工事の継続費の補正の議決を得ております。

その工事費、五十二年度は三億円、五十三年度は十六億円であります。本年度三億円はすでに支払い済みであり、十六億円が五十三年度分として継続されるわけです。

◇報告第二号 昭和五十二事業年度守谷町土地開発公社決算等について

公共用地の取得が主で買収面積は二万二〇五九平方メートル、金額にして二億六千二百九十三万五千七百七十円それに土地の売渡し処分（北園保育所用地）二三四三平方メートル、金額にして二千九百九十七万七千三百四十円で守谷町へ売却しました。

五十二年度末、即ち五十二年三月三十一日現在の借入れ額は、三億四千万円です。これが翌年度へ繰越されます。

◇報告第三号 昭和五十三事業年度守谷町土地開発公社事業計画等について

前年度の未買収面積一万五三四平方メートル（価格一億四千九百三十八万六千円）を早期に完了す

べく計画しております。

◇議案第一号 守谷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防団員として十年以上勤続しておりますと、退団した場合、退職報償金を支給しておりますが、処遇改善の一環として四月五日消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が公布施行され、報償金の支給額が増額されたので施行令に準じて改正を行うものです。

### 改正された消防団員退職報償金

(53年4月1日適用)

| 階級      | 勤 10年以上<br>務 15年未満 | 勤 15年以上<br>務 20年未満 | 勤 20年以上<br>務 25年未満 | 勤 25年以上<br>務 30年未満 | 勤 30年以上<br>務 |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 団 長     | 150,000            | 210,000            | 290,000            | 390,000            | 500,000      |
| 副 団 長   | 130,000            | 180,000            | 250,000            | 340,000            | 450,000      |
| 分団長副分団長 | 120,000            | 160,000            | 220,000            | 300,000            | 410,000      |
| 部 長・班 長 | 110,000            | 150,000            | 200,000            | 270,000            | 370,000      |
| 団 員     | 100,000            | 140,000            | 180,000            | 250,000            | 340,000      |

◇議案第二号 財産の取得について

仮称第二守谷小学校建設のための用地取得で、買収面積は一万二一六〇平方メートル、予定価格一億二千二百六十二万一千四百四十円です。

◇議案第三号 昭和五十三年度守谷町一般会計補正予算

補正総額は二千九百五十万二千円、財源は住宅公団負担金と繰越金です。

歳出の主なものは、松くい虫空中散布に要する経費一百万三千円、都市計画街路の土質調査及び土地鑑定料など一千一百六十四万八千円、消防団員退職報償金の差額二百三十五万五千円、第二守小用地買収費不足分一千一百六十万二千円などです。

◇議案第四号 建物無償譲渡について

常磐自動車道建設に伴う集落環境整備事業により、大柏生活改善センターを建設いたしました、町主体で工事を行ったため町の財産になっていたものを大柏地域の方に無償で譲渡するものです。

◇議案第五号 守谷町固定資産評価委員会委員の選任について

守谷町固定資産評価審査委員の横瀬彦太郎氏が六月三十日付をもって任期満了となるので、同氏を再任したものです。

◇議案第六号 町道路線の認定

昭和四十九年に計画決定した都市計画街路、九路線のうち二路線が五十三年度から国庫補助対象となり、事業に着手するものです。

# 一般質問

## 五十三年第二回定例会

### ゴミの不法投棄をどうする

十四番議員 ゴミの不法投棄が最近多くなっている。この対策をどう考えているか。

厚生課長 警察の協力も得てパトロールを強化し、捨てた方の発見に努めている。また、パトロールをしながら立て札を立て未然の防止にあたっている。

十四番議員 県屋外広告物条例についてのその後の対策をどう講じてきたか。

助役 県では現在違反している広告物について撤去したうえで町村に委任したい考えのようだ。

いづれにしても、広告物についての調査をし、管理者等に通告をして一定の手続きをして除去するというところで現在検討中である。

十四番議員 守谷町全般的農道の改修整備をお願いしたい。

産業経済課長 去る四月十四日に各土地改良区関係の理事長に悪い農道があったら図面を表示していただきたい旨を要望した。その図面をもとにして現状を調査し補修したい。

また、農林漁業資金を利用し、計画的な簡易舗装を進めたい。

十四番議員 対話の政治、すなわち、行政を執行するにあたり、地域住民の声を聞き進めていただきたい。

助役 地域住民の生活につながる問題については、十分話し合いの上で進めている。また、こうした会合の周知徹底については、十分余裕をもって進めたい。

五番議員 町長は最近健康上の理由で登庁出来なかったが、その期間の執行体制についてどう考えているか。

町長 病院には二十数日入院しており、その間助役が病院に来て、私が直接決裁をしている。事務の執行には支障ないと思う。

### 下水道事業を

#### どう推進するか

五番議員 公共下水道の工事施工方法について伺いたい。

①シールド工法、推進工法、開削工法のどの工法で行うのか。

②受益者負担金について、支払い期間、宅地については上限をどの位に考えているのか。また、農地についてはどうか。

③水洗トイレの改造費（三二万～四〇万円）の住民負担軽減のためには町はどのように考えているか。

④既成の民間宅造地域の公共下水道整備計画の見通しはどう考えているか。

企画財政課長 ①五十二年度に地質調査をし、現在検討中である。

非常に重要な問題であるので、竜ヶ崎土木事務所、さらには、県の下水道課と打合せをし、六月中旬に決定したい。

②やがては負担金徴収条例によって徴収するわけだが、考え方としては年四回に分け、更に、三年ないし五年以内に納入してもらう考えだ。次に、宅地と農地については、受益者負担金なので同額である。この額については、まだ総事業費が算出されていらないのではつきりしないが、一般的には総事業費の二〇パーセントないし三三パーセント以内というふうにいわれている。いづれにしても都市計画審議会にはかつて検討したい。

企画財政課長補佐 ③については他町村を参考にして無利子貸付という方向で検討している。

企画財政課長 ④今回、市街化区域をとりあえず整備し、その他の



下水道幹線工事に伴う地質調査

地区は全体的な計画の中で進めていきたい。

### カドミウム汚染米

#### その後の調査は

五番議員 広域ゴミ処理場附近のカドミウム汚染米のその後の調査について伺いたい。

厚生課長 公害技術センターから資料を環境庁へ送り、そこで検討している。その分析の結果が近いうちにあると思う。また、環境センター自身でも四月に土壌の分析を行っている。町としても近いうちに公害技術センターに依頼して大野川の泥を分析調査することになっている。この結果をみたうえで汚染源がどこであるか調査したい。

五番議員 原（はら）地内の道路に路線番号がないのはなぜか。

建設課長 私道なので路線番号はない。なお、この道路の整備については、整備要綱にもとづいて行っている。

五番議員 学校給食で使用している先割れスプーンは姿勢を悪くするといわれているが、どうか。また、洗剤は何を使用しているか。

給食センター所長 先割れスプーンは現在マスコミで騒がれているが、学校給食発足当時、このスプーンは改良された暫新的なものとして全国的に採用された。これをフォーク、スプーン、はしに変えると相当の費用もかかる。この件については、各学校の給食主任の先生とも数回にわたり協議しているがまだ結論はでていない。また、

食器の洗剤は中性洗剤である。



第2守小の整地工事

### 都市計画道路の

#### 町負担は

五番議員 都市計画道路はすでに振興計画の中で明確にされており公団敷地内は、公団負担で行われるが、それ以外は町の負担になるというが、全体ではどれぐらいの財政負担になるか。

企画財政課長 都市計画道路は九本計画され、このうち本年度は二本建設に着手する。公団区域内は全額公団負担であるが、地区外については国の補助が三分の二ありその残りの三分の一が町と公団負担である。これは、あくまでも公団との関連事業箇所についてであり、その他の都市計画道路については、当然町負担で建設する。これに要する町財政負担は試算してはいないのでわからない。

十二番議員 大新東の上町裏開発その後の経過についてお伺いしたい。

企画財政課長 さる六月七日に負

担金の問題等についての念書、さらには、誓約書ももらっている。その中で開発負担金については、五十三年九月一日以後毎月一〇〇万円程度づつ着工に至るまでの間に完納したいということである。

また、開発の着手については、県の開発許可後二年以内に事業に着手することになっていて、その期限が五十三年九月一日である。

しかし、今日の経済不況のために着工できない状態で六月九日に工期の延期願いが提出されている。それに、雑草の除去、堀ざらいについても実施してもらうよう確約をしたい。

十二番議員 指導要綱不履行になった場合、町長はどういう考えをもっているのか。

町長 会社の実態を調査し考えた。

十二番議員 開発許可後、土地保有税はもらっていないわけだが、工事の延期願いが出された場合、二年前にさかのぼって徴収するの

か。

税務課長 保有税そのものを再度延長するということは認めなくても良いと思う。また、町で再度延長は認めないということになれば、当然二年前にさかのぼって延滞金をつけて納入してもらうことになる。

十二番議員 守谷町公共下水道事業について次の点で伺いたい。

①下水道の本管埋設工事を行う場合、下水道条例を制定する意志があるか。

②下水道の事業に関する地元部落の説明会の開催または、工事促進

## マンモス守小を二分

### 第二守小(仮称)を黒内に建設

来年四月に開校予定

二十四学級を目標に三カ年計画で建設された守谷小学校の近代的永久校舎も、すでに五学級が不足し、木造及びプレハブに児童を収容しております。

現在では、二十九学級とマンモス化しつつあり、特別室利用による特別授業、更には体育時間の制

限等、学校の機能が一部マヒしている現状です。

そこで町教育委員会では、昨年度より守谷第二小学校(仮称)の建設計画をたて、本年度より工事に着手し、来年(五十四年)四月には開校できる予定です。

#### 事業の経過と

##### スケジュール

○用地場所

守谷町大字守谷字黒内地先

○用地面積

借入面積 一万平方メートル

(守谷、仲町 斎藤一彦氏より借入)

買収面積 一万二、一六〇平方メートル

方メートル

買収金額 一億二千二百六十

二万一千円

○整地工事

設計業者 水戸市常陸測工株

式会社

施行業者 松丸大陸建設共同

企業体

整地工事費 四千五百七十五

万円

○校舎建設工事

設計業者 取手市鈴木建築設

計事務所

請負業者 未定

○学区の設定

学区については現在の守小と

## 大井沢小に特別教室を増築

### 八月下旬に着工予定

大井沢小学校は、他小学校に先

がけて、昭和四十二年三月に鉄筋コンクリートの永久校舎になりました。

しかし、特別教室は音楽室と理科室があるのみで、設備も十分と

はいえませんが、

そこでプール北側に、家庭科室

図工科、視聴覚室、図書室の特別教室棟を建設することになりました。

入札は八月中旬、工事着工は八月下旬の予定です。

## 議会のうごき

|         |                     |       |
|---------|---------------------|-------|
| 5月4日    | 全員協議会               | 役場    |
| 18日~19日 | 建設委員会研修             | 栃木県   |
| 23日     | 商工会総代会              | 商工会館  |
| 24日     | 全員協議会               | 役場    |
| 26日     | 稲北正副議長行政懇談会(議長、副議長) | 牛堀町役場 |
| 30日     | 総務委員会               | 〃     |
| 31日     | 水道運営委員会             | 〃     |
| 6月5日    | 郷州遺跡調査起工式(議長)       | 郷州地区  |
| 6日      | 第2守小、中央公民館建設調査特別委員会 | 役場    |
| 9日~12日  | 守谷町議会第2回定例会         | 〃     |
| 14日~15日 | 議員視察研修              | 岐阜県   |
| 26日     | 総務・建設合同委員会          | 役場    |
| 28日     | 守谷町議会第3回臨時会         | 〃     |
| 7月2日    | 「英霊に答える会」守谷支部発会式    | 守中体育館 |
| 6日~8日   | 市町村長・議長議長合同視察研修     | 東北方面  |
| 7日      | 常磐自動車道関係市町村連絡会議     | 土浦市   |
| 11日     | 全員協議会               | 役場    |
|         | 教育厚生委員協議会           | 〃     |
|         | 教育厚生・国保運営委員会合同会議    | 〃     |
| 13日~14日 | 納税組合長研修             | 草津方面  |
| 25日     | 常磐線複々線化期成同盟会総会      | 水戸市   |
|         | 教育厚生委員協議会           | 役場    |
|         | 水道運営委員会             | 〃     |
|         | 下水道建設促進委員会          | 〃     |
| 31日     | 広域議会                | 広域事務所 |

## 議会の傍聴

議会は誰でも傍聴することができ、傍聴しようとするときは傍聴席入口で、住所、氏名など申し出て受付をすませてください。

三月、六月、九月、十二月には定例会が開かれ、行政全般に対する一般質問が行なわれます。なお定例会は何日に行なうか決つておりませんので、傍聴したいかたはその月の月初めに、議会事務局にお問い合わせ確かめてください。

のための協議会を設置したいという考えがあるようだが、これについて具体的に明示していただきたい。

企画財政課長 ①については、条例の制定をすべく作業を進めており、次の議会には提案したい。

②については、部落の説明会が終つた時点で促進協議会なるものを設置したい。

十二番議員 全国社会福祉協議会のボランティア保険が昨年の四月に発足されている。これは、年額二〇〇円の掛金で守谷町の場合は十八名なのでこの金額を町で負担できないか。

住民課長 十八名というのは、現在自発的に活動している人で、今後は全町民に呼びかけ、ボランティア活動に参加する人を募集したい。現在、回らんをまわすべく準備をしているので七月中旬には設立総会をもちたい。

また、保険の掛金は当然行政側で考えなければならないと思う。



## 医療費の支払いが増えています

保険税は40%の引きあげ

昨年度、町の国民健康保険は大変なピンチをむかえ、やっと一般会計からの繰入

れなどによって、なんとかきり抜けてきました。しかし、今年の二月一日から医療費は実質九・六%の値上げがなされ、そして三〇%前後の自然増を合すると、今年の医療費も大幅に増えるものと思われま

### ○医療費支払いのしくみと保険税

支払いは、三割が自己負担で直接患者が医院の窓口で支払い、四・五割を国が負担し、残り二・五割が保険税という形で保険加入者が負担するしくみになっています。

### ○保険税の完納報償金は廃止

このように、どんどん増え続ける医療費支払いのお金を確保するため、本年度

から保険税に対する完納報償金の支払いは廃止になりました。

これで一戸平均保険税二千五百円の節税となりますが、特別会計であります国民健康保険のしくみをご理解ください、完納報償金の廃止にご協力ください。

わが国の昭和五十二年国民総医療費は、十兆四千億円になると思われます。それは一人当たり十万円弱、一世帯四人家族として年間四十万円の医療費を支出することになります。



### 健康管理はあなたのために

健康づくりには積極的に参加し、検診は必ず受け、もし病気になるたら早く適切な治療を受けよう。健康管理はあなた自身のためのもの。



### 医者のかかりすぎはやめよう

単なる疲れや二日酔でお医者さんにかかるのは、あなた自身の掛金のムダ使い。日頃から健康に注意して、必要なときには、十分治療を受けよう。

## 第二回臨時会

四月十七日

### ◆報告第一号 専決処分承認

今回の専決処分は、昭和五十三年一般会計の補正予算です。

国では地方財源不足に対処するため、一般財源分の一部を地方債にふりかえる許可が三月二十八日におりました。このため、大野小学校建設事業債を二千万円補正するものです。

### ◆議案第一号 守谷町税条例の一部を改正する条例

さきの国会において可決成立した地方税法の一部を改正する法律の施行に基づき、税条例の一部を改正するものです。

税法は、社会経済情勢の動向によって毎年改正されておりますが、今回の主な改正点は、法人住民税均等割の税率の引上げ、低所得者負担の軽減を図るための非課税の範囲の拡大、ほかに、軽自動車排出ガスに係る適合車に対して課する税率の軽減措置を廃止することまた、特別土地保有税の課税の合理化のための措置を講ずることなどです。

## 第三回臨時会

六月二十八日

### ◆議案第一号 工事請負契約の締結について

仮称第二守谷小学校建設のための用地造成工事です。入札の結果松丸・大隆建設共同企業体が落札し、造成工事費四千五百七十五万円で行うものです。

## 用語解説

### ◎開発公社◎

開発公社は、`用地の先行取得、土地造成、住宅建設、観光開発等の開発事業を地方公共団体が代行して実施させるために設立した地方公共団体の外郭団体です。

開発公社が設立された理由としては、

- ①開発事業を実施するためには、莫大な資金が必要ですが、この財源を地方公共団体の一般財源に求めることは不可能なので、民間資金の導入を図るのに必要です。
  - ②開発事業を実施するためには、資金の効率的利用を図る必要があり、現在の官公庁会計制度では各種の制約を受けるので、この適用を除外することが必要です。
  - ③開発事業の実施には秘密、迅速等、特殊事情が要求されるが、地方公共団体が実施する場合には、議会との関係があるため、特殊事情を阻害することもあるので、これを排除することが必要です。
- などがあげられています。

## 第二回定例会

における

### 請願・陳情

○大木、武藤隆二郎氏ほか多数の連署をもって提出された陳情、「

常総地方広域一部事務組合への進入道路沿いにできる東部ガス供給施設の設置反対」は、総務委員会に付託され審議した結果、採択と決定いたしました。

その理由としては、立沢字大久保地内に用地が決定したからです。

○「守谷」流山線の道路建設に伴い、安全な道路横断のためのボックス通路、あるいは歩道橋を設置してほしい。」の請願書が乙子の磯山昇氏ほか多数の連署をもって提出されました。

これは、道路及び交通という関係から、建設委員会、及び総務委員会に付託され、合同協議の結果ボックス通路は不可能であるが、歩道橋を造るよう県に働きかけることになり、採択と決定いたしました。

## ― 条例紹介 ―

### 守谷町文化財保護条例

#### 保護条例

守谷町文化財保護条例というのは、守谷町にある建造物、古墳、貝塚などの重要な文化的財産を保護していくと規定された条例です。代表的なものとして、守谷城跡、長龍寺の古文書などがあげられます。これらは、国や県の条例で定められなかったもので、しかも、文化的な価値のあるものを対照にしたものです。

この条例で文化財とっているものは、

- ①建造物、絵画、古文書などの有形文化財。
- ②演劇、音楽、工芸技術などの無形文化財。
- ③衣食住、信仰に関する風俗、習慣などの民族文化財。
- ④貝塚、古墳、城跡または、動物地質などの天然記念物。

と四つに分けられます。どれも歴史上、芸術上価値のあるもの、また、考古学上価値の高いものが対象になります。

いずれも、町の大切な財産がいつまでも残されるよう、また、次の世代に受けつがれるよう制定されたものです。

## 編集後記

毎日うるような暑さで、事務室の中も午後には三十五度を越し原稿を書く手も汗ばんでいます。規則正しい生活で、この夏をのりきりしましょう。

